



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

## 小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14階  
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

### 《会計・税務の知識》国外財産調書制度

#### はじめに

税務当局は、以前から税務調査や海外の税務当局との情報交換、また100万円を超える国外送金の場合に国外送金調書等の提出を求めること等によって、国外財産から生じる所得の把握に努めてきました。しかし、グローバル化の進展により、富裕層を中心として国外財産の保有が増加傾向にあることから、適正な課税及び徴収に資するため、平成24年度税制改正によって「国外財産調書制度」が導入され、平成25年12月31日時点で保有する国外財産から適用されることとなります。

#### 1. 制度概要・提出義務者

国外財産調書制度とは、日本の「居住者」が12月31日時点において保有する国外財産が合計5,000万円超の場合に、翌年の3月15日までに国外財産の内訳を記載した調書を作成して提出する制度です。

ここで、「居住者」とは国内に住所を有し又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいますが、この居住者のうち「非永住者」に該当する場合には、国外財産調書制度の提出義務者からは除外されています。なお、「非永住者」とは居住者のうち日本国籍を有しておらず、かつ過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である者をいいます。例えば、外国籍の者が継続して日本に居住する場合、国外財産を5,000万円超保有していたとしても、当初5年間は調書の提出が不要となります。

また、国外財産調書は所得税の確定申告書の提出義務の有無とは関係がないため、例えば国内所得がなく、確定申告の必要が無い場合でも、5,000万円超の国外財産を保有している場合には提出義務を有することになります。

#### 2. 国外財産の所在判定

国外財産とは、毎年12月末時点で国外にある財産とされています。そして、その所在の判定は原則として相続税法第10条の規定により判断することとされています（一部例外あり：新送金法規則12条3号参照）。

このうち、「社債もしくは株式、法人に対する出資、その他有価証券等」については、「発行人の

本店又は主たる事務所の所在」にて判定することとされていますが、平成25年度税制改正において外国有価証券であっても、国内にある金融機関の営業所等の口座で管理されている場合は税務当局が存在を把握できることから、国外財産調書制度の対象から除外することとされました。

反対に、国内有価証券であっても国外の金融機関の営業所等の口座で管理されている場合は、税務当局がその存在を把握することが困難なため、国外財産調書の記載対象に加えることとされました。

#### 3. 国外財産の価額

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は「見積価額」によることとされています。また、日本円への換算方法は、同日における最終の為替相場によることとされています。

#### 4. 優遇措置及び罰則

国外財産調書制度には、以下のような優遇措置及び罰則が規定されているため注意が必要です。

- ① 国外財産調書を期限内に適正に提出した場合は、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じた時であっても、過少申告加算税等が5%減額されません。
- ② 期限内の提出が無い場合又は調書に記載すべき国外財産の記載がなく、当該屋外財産に関して所得税の申告漏れが生じた場合は、過少申告加算税等が5%加重されます。
- ③ 虚偽の内容での提出又は正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます（当該罰則は、平成27年1月1日以後提出分より）。

#### 結び

もし国外財産を保有されているような場合は、まずはこの制度の適用対象となるか否かについて、早めにご自身の財産内容を検証してみてくださいでしょうか。

（担当：折田）